

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年度の保険料の額を7月にお知らせします。

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和5年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りしました。

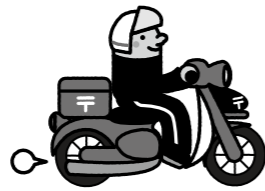
● 保険料の計算のもとになるのは

令和5年度の保険料は、令和4年中の所得に基づいて計算されます。

● 保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくことになります。

7月に郵便で送付済



令和5年度は薄橙色(びわ色)



8月1日から有効の新しい被保険者証を7月にお送りしました。

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送しました。

● 8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です。

更新にとまなない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。

● 8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません。

令和5年8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。(有効期限をお確かめください。)

● マイナンバーカードを被保険者証としてご利用いただけます。

マイナンバーカードをお持ちで、被保険者証としての事前利用登録がお済みの方は、お届けする被保険者証に代えて、マイナンバーカードをご利用いただけます。
※利用可能な医療機関・薬局は厚生労働省HPで公開されています。
詳しくは被保険者証に同封して郵送するリーフレットをご覧ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」を更新します。

● 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」)(以下、限度額証)を提示すると、医療機関の窓口でのお支払いの上限が限度額までとなり、さらに非課税世帯の方は入院時食事代が減額されます。

● 対象となる被保険者の方は

- ・住民税非課税世帯の方
- ・住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

● 手続き方法は

令和5年7月31日まで有効の限度額証をお持ちの方で、令和5年8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封して郵送します。(申請手続きは不要です。)

● 対象となる方で限度額証をお持ちでない方は

被保険者証をご持参のうえ、市町の窓口で申請してください。
※オンライン資格確認に対応した医療機関・薬局では、限度額証をお持ちでなくても対応可能です。

㊦ 住民課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7692

福祉医療費助成制度 (更新) について



福祉医療費助成制度は社会的、経済的に支援が必要な障がい者、老人、ひとり親家庭等の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

令和5年7月31日で有効期限が切れる受給券をお持ちの方には、更新申請書を7月に郵送しておりますので住民課へご申請ください。なお、制度によっては、助成対象者ご本人、配偶者または扶養義務者(世帯の直系親族および兄弟姉妹、本人を税または保険の扶養に取られている方)に一定以上の所得がある場合、助成対象にならない場合があります。
㊦ 住民課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7692



特別児童扶養手当制度をご存じですか?

特別児童扶養手当は、身体または精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(所得の多い方)、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給されます。

なお、児童、父または母、養育者が日本に住んでいないときや、児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき、児童福祉施設等に入所している場合は支給できません。

◆ 手当額 (月額) ※児童1人あたり

- 1級 (重度) …月額 53,700 円
- 2級 (中度) …月額 35,760 円

※対象児童の人数と等級に応じて支給されます。

※請求者(本人)および配偶者・扶養義務者(同居親族)の前年度所得に応じ、その年度(8月から翌年7月)の手当の全部が停止になる場合があります。



「所得状況届」の提出をお願いします!

特別児童扶養手当が支給されているか、停止されているかを問わず、すべての受給者は、毎年1回必要な書類を添付して所得状況届を役場窓口へ提出いただくことになっています。

この届で8月1日現在における受給資格、生計維持関係、所得確認などを行い、8月分以降の手当の支給を決定します。

この届の提出がないと、8月分以降の手当は支給されません。また2年間届出をされない場合は、手当を受給する資格がなくなりますのでご注意ください。

所得状況届提出期間

令和5年8月10日(木)~9月11日(月)
平日8時30分から17時15分まで

提出先 ㊦ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691



愛荘町保育人材バンクに登録をお願いします!

「愛荘町保育人材バンク」は、愛荘町内にある保育園、幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブなどの事業者と、働きたいという人をつなぐ職業安定所です。

「仕事を始めたい」「子どもに関わる仕事がしたい」「転職を考えている」など、仕事を探されている方への求職情報の提供や希望の条件に合う仕事を紹介します。

また、仕事を始めるにあたって、不安に感じることをお聞きしてサポートするなど、個別相談にも応じます。愛荘町で、一緒に「保育、をしてくださる方」のご登録をお待ちしています。



■ 登録受付日・時間

月曜日から金曜日まで(土日祝日など閉庁日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで

■ 対象職種

保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、保育補助者、栄養士、調理師(員)、放課後児童指導員(補助員)、その他保育・教育に関する専門的な知識を有する職員(幼稚園預かり保育支援員など)

■ 求人事業者

愛荘町内に所在する保育園、幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブ

■ 登録から採用までの流れ

- ① 「愛荘町保育人材バンク登録(求職)申請書」を提出
- ② 相談(マッチング)
求人情報を提供するほか、希望就労条件を満たす求人情報があれば個別に連絡し調整を行います。
- ③ 紹介
求職者とのマッチング成立後、保育人材バンクから求人業者に連絡し、求職者を紹介します。
- ④ 採用試験

詳細はこちらから▶



登録方法▶ 「愛荘町保育人材バンク登録(求職)申請書」を愛荘町保育人材バンク(子ども支援課)へ提出いただくか、登録(求職)申請フォームから申請してください。詳しくは、愛荘町ホームページをご覧ください。

㊦ 愛荘町保育人材バンク(子ども支援課:愛知川庁舎) ☎0749-42-7693